

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号）

(傍線部分は改正部分)

附 則	改 正 案
<p>（施行前に犯した犯罪行為により生じた財産等に関する経過措置）</p> <p>第四条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百三十六号）の施行の日後となつた場合には、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪处罚法」という。）第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一條の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した旧廃棄物処理法第二十六条第四号の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば同号の罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの）を含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関するこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。</p> <p>この場合において、これらの財産は、組織的犯罪处罚法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。</p>	<p>第四条 削除</p>
現 行	附 則

改正案	現行
第二条 削除	
	(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
	第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。
	第二条第二項第一号イ中「、第四号若しくは第五号」を「若しくは第四号から第六号まで」に改める。
	別表第一第四号ニ中「へ」を「ト」に改め、同号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。
	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条第一項第一号(旅券等の不正受交付)若しくは第三号から第五号まで(自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等)若しくは第二項(営利目的の旅券等の不正受交付等)の罪又はこれらの罪の未遂罪
	別表第一に次の一号を加える。
六 旅券法第二十三条第一項第一号(旅券等の不正受交付)若しくは第三号から第五号まで(自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等)若しくは第二項(営利目的の	